

裁 決 書

文書番号 延総務第309号

住所●●●●●●●●

審査請求人●●●●●●●●

代理人●●●●●●●●

処分庁 延岡市長

審査請求人が令和6年4月19日付けで提起した「国民健康保険税に係る差押処分取消請求事件（延総務第54号）」（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人の令和5年度の国民健康保険税の未納分につき、処分庁が令和6年4月15日に行った、審査請求人名義の預金債権の差押えについて、その取消しの裁決を求めるものである。

2 裁決に至るまでの経過

令和6年4月19日	審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づいて、本件審査請求を行った。
令和6年5月2日	審査庁は、審理員を指名した。
令和6年5月16日	審査庁は、処分庁から弁明書を収受した。
令和6年5月22日	審査庁は、6月5日までに審査請求人に反論書（証拠書類又は証拠物を含む。）の提出を求めた。
令和6年5月27日	審査庁は、審査請求人から反論書を収受した。
令和6年6月5日	審査庁は、審査請求人から口頭意見陳述申立取下書を収受した。
令和6年6月13日	審理員による審理が行われ、審理員は審理手続を終結した。

令和6年6月28日	審理員は、審理手続の終結及び審理員意見書等の提出予定時期を審査請求人及び処分庁に対して通知した。
令和6年7月4日	審査庁は、審理員意見書及び事件記録を収受した。
令和6年7月11日	審査庁は、処分庁に対して追加資料の提出を求めた。
令和6年7月12日	審査庁は、処分庁から追加資料を収受した。
令和6年7月22日	審査庁は、追加資料を審査請求人に対して送付した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、処分庁（国民健康保険課）が令和5年7月19日付で作成した分割納付計画書に従い、令和5年7月31日から令和6年4月1日まで遅滞なく国民健康保険税を納付していた。

審査請求人は、処分庁から督促のハガキが届いた際に、計2回電話で処分庁へ問い合わせたが、いずれも気にせず破棄してよい旨伝えられた。そうであるにもかかわらず、処分庁は、審査請求人の母親が審査請求人のために作ったと思われる（審査請求人も覚知していなかった）審査請求人名義の預金口座内の預金債権に対する差押え処分（以下「本件処分」という。）を行った。

以上の経緯であるから、審査請求人は、本件処分に不服があり、本件処分の取消しを求めると主張する。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の納付誓約時に審査請求人に交付した分割納付書の納付日の設定や、督促状を発した後に審査請求人の妻からの問い合わせに対して、納期限に納付してもらわなければならないことや、差押えがあり得ることを明確に伝えなかった点については、不適切であったことを認めているところではある。しかしながら、あくまでも本件処分は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る国民健康保険税を完納していないこと及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づく財産調査の結果、審査請求人に十分な資力があることが判明し、事実上の猶予をする理由がなくなり、これを継続することが適当でないと認めたことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第728条第1項第1号の規定により本件処分をしたものであるから、本件処分に違法又は不当な点はないと弁明する。

第3 裁決の理由

1 本件審査請求の適法性

- (1) 行政庁の処分に不服がある者は、行政不服審査法第2条の規定により審査請求をすることができるが、判例によると、この処分に不服がある者とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるお

そのある者をいう」と解されている（昭和49年（行ツ）第99号、最高裁判所第三小法廷昭和53年3月14日判決、最高裁判所民事判例集32巻2号211頁）。

また、「事業税及び自動車税に係る滞納処分による債権の差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ、債権の差押えの場合、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ、これによって、徴収吏員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ、差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る事業税あるいは自動車税を徴収したものとみなすこととされている」「ことからすれば、上記の債権差押処分は、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。そして、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことをも併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものと解すべきである。」とされている（平成25年（行コ）第7号、広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決、金融・商事判例1432号8頁）。

- (2) 国民健康保険税に係る滞納処分による差押えは、上記判例にいう事業税及び自動車税に係る滞納処分による差押えと同様に、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ（地方税法第728条第7項）、債権の差押えの場合、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ（国税徴収法第62条第3項）、これによって、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ（国税徴収法第67条第1項）、差し押さえた債権の取立として金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国民健康保険税を徴収したものとみなすこととされている（同条第3項）ことから、国民健康保険税に係る滞納処分による債権の差押えにおいても、(1)の判例にいう事業税及び自動車税に係る滞納処分による債権の差押えと異なるところはないといえる。

- (3) 以上を踏まえて本件処分の適法性を検討すると、処分庁が、審査請求人の令和5年度7期分及び8期分の国民健康保険税について令和6年4月15日に審査請求人が●●●●●●●●●●に対して有する預金債権（差押調書未納明細書記載の金額）を差し押えたことについては、争いがない。

また、処分庁は、第三債務者である●●●●●●●●●●に対し、令和6年4月15日に本件預金債権差押に係る取立を行った（追加提出書類「差押財産処理票」「未納明細書」「納入済通知書」「納付済通知書」「債権差押通知書」）。

これによって本件処分は、処分庁の徴収職員が差し押さえた当該預金債権の取立を行ったことにより、その目的を達して法的効果が消滅したため、当該取立てにより差押処分の効果がなくなった後においては、審査請求人は、本件処分の

取消しによって回復すべき法律上の利益を有さず、行政不服審査法第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」とはいえない。

- (4) 以上のとおり、本件審査請求は行政庁の処分に不服がある者よりなされたものではないため、不適法であると認められる。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

3 添付書類

審理員意見書

令和6年8月19日

審査庁 延岡市長 読谷山 洋司

【教示】

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、延岡市を被告として（訴訟において延岡市を代表する者は延岡市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。